

3月15日まで

# 所得税・復興特別所得税 確定申告と 市・県民税の申告

確定申告の相談は伊丹市立産業・情報センターへ  
提出時には「医療費控除の明細書」が必要

問合わせ 確定申告 伊丹税務署 ☎(779)6121  
市・県民税 市民税課 ☎(740)1132

30年分の確定申告と市・県民税の申告は、3月15日(金)までです。申告時の注意点や申告方法をお知らせします。

## 医療費控除の明細書が必要

29年分の確定申告と30年度市・県民税の申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になりました。医療費通知(健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細書を省略できます。  
なお、医療費の領収書は自身で5年間保存する必要があります。税務署から提示・提出を求められる場合があります。

**確定申告**の対象者は国税庁ホームページに、**市・県民税**の対象者は市ホームページに掲載しています。下記二次元コードからアクセス可。



表1 確定申告の受け付け

会場	受け付け日時	申告相談	申告書の交付	申告書の受け付け
伊丹市立産業・情報センター (公共交通機関で来場)	2月18日(月)～3月15日(金)の平日と、 2月24日(日)、3月3日(日)の午前9時～午後4時(混雑状況により、早く締め切る場合あり)	○	○	○
市役所7階会議室	2月13日(水)・14日(木)の午前9時～午後4時と15日(金)午前9時～正午	×	○	○
伊丹税務署	平日の午前8時半～午後5時	×	○	○

**相談は産業・情報センターへ**  
確定申告書の相談は、伊丹市立産業・情報センターで受け付けます。市役所と税務署では申告書の交付と受け付けのみ実施します(表1)。  
また、国税庁ホームページ(URL=http://www.nta.go.jp)の「確定申告書作成コーナー」で作成すると、e-Tax(国税電子申告・納税システム)でインターネットで提出できる他、印刷して郵送などで提出できます。  
市・県民税は、市役所窓口で受け付けます(表2)。

出されない③給与所得以外に家賃、年金、配当などの所得があった④30年途中途退職し、再就職していない人で、前勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない⑤配当所得がある人で、所得税の確定申告をしなかった⑥寄付金、医療費控除などを受けようとする⑦年金・恩給などの公的年金の受給者で、公的年金などの所得以外に、家賃、配当、給与などの所得があった⑧社会保険料、医療費などの諸控除を受けようとする  
▽市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋敷がある人

表2 市・県民税の受け付け

対象と場所	受け付け日時
▶収入があった人 市役所2階の市民税課	2月18日(月)～3月15日(金)の平日午前9時～午後5時半
▶収入がなかった人 同1階の国民健康保険課	

確定申告をする人は申告不要。申告が必要と思われる人に、2月8日(金)までに申告書を発送しますので、期限までに提出してください(郵送可)。なお、確定申告の相談・受け付けはしません。

## 国民健康保険・後期高齢者医療制度 加入者の皆さんへ

### 申告方法で算定対象が変わります

配当所得・株式譲渡所得などがある場合、申告方法を選ぶことができます。詳しくは市役所1階の国民健康保険課、同1階の医療助成・年金課へ。  
**源泉徴収で納税を終わらせる**

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。ただし、確定申告をせず、市・県民税の申告をした場合は算定の対象となります。

### 確定申告を行う

合計所得金額に加算されるため、保険税(料)の算定対象となります。ただし、3月15日(金)までに同2階の市民税課に届け出れば、算定外とすることができます。

問い合わせ  
国民健康保険課 ☎(740)1170、医療助成・年金課 ☎(740)1108、市民税課 ☎(740)1132

## 保険加入者の医療費の一部を助成

### 福祉医療受給資格の申請を受け付け

国民健康保険や社会保険などで診察を受けたときの費用(自己負担分)を公費で負担する福祉医療費。市では、各種健康保険の加入者(被保険者や扶養家族)で、所得などの条件を満たす人に医療費の一部を助成しています。

詳しい条件は、市ホームページ(右記二次元コードからアクセス可)から確認できます。

対象となる人は、市役所1階の医療助成・年金課で申請してください。

### 【福祉医療制度一覧】

- 乳幼児等医療制度▷子ども医療制度▷母子家庭等医療制度▷高齢期移行医療制度▷(高齢)重度障がい者医療制度▷中程度の障がい者に対する入院医療制度



問い合わせ 医療助成・年金課 ☎(740)1108

## 医療・介護の限度額超過分を支給

### 高額医療・高額介護合算制度の申請はお早めに

国民健康保険と後期高齢者医療制度で、30年7月31日までの1年間で医療・介護の自己負担額(注1)が、年間の自己負担限度額を超えた場合、申請すると超過額が支給されます(注2)。自己負担限度額は、7月に送付した「国保ガイドブック」「後期高齢者医療の概要」または市ホームページなどから確認できます。

国民健康保険の対象者には2月下旬、後期高齢者医療制度の対象者には3月中旬に案内を送付予定です。

対象期間中に加入保険が変わっている場合は送付できません。

自己負担の合計額が高額になっていると思われる場合は、国保加入者は国民健康保険課給付担当、後期高齢者医療加入者は県後期高齢者医療広域連合へ。

**自己負担限度額**  
送付済の冊子か下記ホームページへ

国民健康保険

後期高齢者医療制度

**注1** 高額療養費などの支給がある場合は、その支給額を差し引いた負担額。

**注2** 500円以下は対象外。住民票上同じ世帯でも、加入している健康保険が異なる場合は、別世帯となり合算できません。

問い合わせ 国民健康保険課 ☎(740)2006 県後期高齢者医療広域連合 ☎078(326)2023